

令和6年4月1日  
スタート!

# 非住宅の建築確認・検査を 始めました

建築確認の  
HPはこちらから



01 島根県内全域の全用途の申請をお受けできます。

02 対象は床面積の合計が500㎡以内の建築物です。

03 WEB申請システムによる電子申請が可能です。

裏面もご覧ください→

## 【お問い合わせ】

一般財団法人

島根県建築住宅センター 審査課

〒690-0842

島根県松江市東本町2丁目60番地 すままちプラザ2階

TEL：0852-33-7238（審査課直通）

FAX：0852-25-9581

MAIL：shinsei@shimane-bhc.or.jp

省エネ適判の  
HPはこちらから



令和6年4月1日スタート!



# 省エネ適判業務

## 始めました



建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定により、  
特定建築物（非住宅部分の床面積が300㎡以上の建築物）の新築等については、  
建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）を受ける必要があります。

当財団は、登録省エネ判定機関として、島根県内の建築物について省エネ適合性判定  
業務を行います。

### 業務区域

島根県全域

### 業務範囲



床面積の合計が10,000㎡未満の建築物

裏面もご覧ください→

【お問い合わせ】

一般財団法人

島根県建築住宅センター 審査課

〒690-0842

島根県松江市東本町2丁目60番地 すままちプラザ2階

TEL：0852-33-7238（審査課直通）

FAX：0852-25-9581

MAIL：shinsei@shimane-bhc.or.jp